

第11回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成30年1月31日（水）13:00～14:03

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、野村委員、服部委員、程委員、牧野委員、宮本委員
小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、駒崎専門委員、
曾根原専門委員

（御欠席：飯盛委員、北地委員、萩原委員、白井専門委員、経沢専門委員、宮城専門委員）

（政 府）河内内閣府事務次官、幸田内閣府審議官

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、
岡本休眠預金等活用担当室参事官、野澤休眠預金等活用担当室企画官

4. 議事：

（1）基本方針について

（2）その他

5. 議事概要：

○前田室長 定刻となりましたので、第11回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いでまことに恐縮でございますが、会議の内容等につきまして会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますようお願いいたします。

本日は御都合により野村委員、萩原委員が遅れて出席されるとのことでございますので、お知らせさせていただきます。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 去る1月1日に法律が全面施行されました。本日も前回に引き続き、基本方針案について活発な御議論をいただきたいと思います。

まず事務局から基本方針案について、前回から変更があった点を中心にポイントを10分程度で御説明いただいた後に、意見交換をしたいと思います。

それでは、岡本さん、お願いします。

○岡本参事官 お手元でございます対外公表不可という見え消し版の資料をごらんいただければと思います。これは前回の第10回審議会において机上配付されたものからの変更箇所でございます。変更箇所を中心に御説明をしたいと思います。

1 ページ目、民間の団体が行う公益に関する活動、法律で3分野書いておりますが、3分野を具体的に記載してはどうかということで、「はじめに」で14行目から書かせていただいております。

2 ページ目 7 行目から、前回の審議会の御議論において、本制度は画期的な制度であるので、その意義について明確に書き込んではどうかということでは会長からございまして、駒崎専門委員、宮城専門委員、兩名の紙で提出いただいたものを踏まえまして、役所側で内閣総理大臣決定という政府の文書でございますので、その形のものとしております。

大きく 2 つのパラに書いておりますが、1 つ目のパラでは、公的制度のいわゆるはざまに位置するような取り組み、あるいは革新性が高いと認められる団体への支援を重視するという趣旨。2 つ目のパラでは基本的な業務の円滑な確保を執行した上で、事業の進捗状況、成果、好事例、要因分析、こういった情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析して、構造化された知識として整理することが望ましい。そうしたものを活用してソーシャル・イノベーションを起こすのだという趣旨を書いております。

5 ページ目で基本原則の（2）でございます。自助・共助となっておりますが、前回の審議会の御議論で、自助というのは誤解を招くのではないかという御指摘がございましたので、自助を削除して共助という形にしております。

6 ページ目で曾根原専門委員から「助成等」というところが、助成のみとしか普通の人を読んだときにわからないというご指摘がありましたので、ここは助成、貸付けまたは出資であるということで、全ての箇所において「助成等」を「助成、貸付け又は出資」という形で置きかえております。

そのほか、伴走型とは何ぞやということについて説明書きをした方がいいという飯盛委員からのご指摘がございましたので、支援対象の段階に寄り添って支援するのだということとを文言で追加させていただいております。

7 ページ、程会長代理から片仮名のものについて括弧書きで説明を加えたほうがいいのではないかとございまして、インキュベーター、アクセラレーターというようなこと、ほかの箇所でも置きかえをするような形にさせていただいております。

12 ページ、地方公共団体の役割でございます。牧野委員から幾つかプレゼンをしていただいた形の中で、プラットフォームのような趣旨を書いてはどうかという御意見でございましたので、関係団体等が社会課題の解決に向けて集まる場を提供すること等により民間公益活動を行うというような形で記載した上で、37 ページの脚注 22 でもう少しこの趣旨を書き込む形で、下線でございますが、民間公益活動を行う団体との連携、協働の取り組み例として地域に必要な社会における変革、ソーシャル・イノベーションの創出を目指した競争の場として機能する、地域におけるさまざまな活動を行う主体で構成される分野別の公益的プラットフォームの形成等があるという脚注を加えています。

13 ページ（1）基本的業務でございます。これまで助成等の貸付けの中に入っていた「資金分配団体の選定」を新たに①で立てております。中身自体は変わっておりませんが、1 つの構成要素だったものを①資金分配団体の選定と、その後、15 ページにある助成等の 2 つに分けたということで、中身自体に変更はありません。

また、13 ページ 34 行目からの箇所です。「包括的な支援プログラム」について、しっか

りと説明書きを加えたほうがいいのかという岸本委員からの御指摘を踏まえて、ここの箇所を追加しています。

14ページ16行目、マッチングにつきましても言いかえをさせていただいておきまして、民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件とした支援実施等ということで、マッチングの言いかえをしております。

24行目、従前、指定活用団体が行わなければならないとしていた「民間公益活動に関する案件の発掘・形成」ですが、まずこれは指定活用団体もありますけれども、資金分配団体が行う必要があるだろうということで、資金分配団体の選定基準に明記しております。ただ、その場合「しなければならない」ではなく、加点要素として、「そうしたことができる研究を行うこととしている選定申請団体を優先して資金分配団体として選定することが望ましい。」という書き方に改めております。

15ページ②「資金分配団体に対する助成等」ということで23行目からでございます。まず今回、法律上の書き方におきまして、指定活用団体は助成と貸付けを行うことが可能となっておりますけれども、国会で御審議をいただく法律の議論の過程において、まずしっかりと助成を優先させるべきであるという御議論があったことを踏まえまして、25行目でございますが、指定活用団体は当分の間は資金分配団体への助成のみとするという形にしております。これをもって資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付けまたは出資を実施するというようにしております。

19ページ、基本的業務のほかに、(2)として「期待される業務」という形で整理しておりましたが、これもまず基本的な業務をしっかりとやった上で、それがうまくいった暁には(2)をやるべきではないかということでございますので、「業務の充実に向けて期待される業務」とした上で、以下のように書き加えております。「法に具体的に期待されている基本的業務の的確な実施を担保するため、まず指定活用団体は基本的業務に注力すべきである。この基本的業務の円滑な執行を確保した上で民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下の業務についても民間公益活動業務の進捗状況等を踏まえつつ、取り組んでいくことが期待される。」という形にしております。

また、①の知の構造化センターも言いかえをしておきまして、「関連知識の分析、最適な組み合わせを図るための知識環境の整備」と改めた上で、10行目からの最初のパラでございます。なぜ必要かという必要性の趣旨を丁寧に明記しております。「民間公益活動の実効性をより高めるためには全く新しい手法を開発するだけではなく、今まで得られた知識を適切に組み合わせることにより、社会の諸課題に対する最適な解決モデルを見つけ出すことが必要である。しかし、現状では民間公益活動に関するデータが十分に収集、蓄積されていない。」という必要性を明記した上で2つに分けております。

まずは資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に関する情報をオンラインで収集する仕組みを整備して、その知識を収集・蓄積できるようにすることが望ましい。その上で収集・蓄積された情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として業務に反映さ

せるとともに、これをわかりやすく使いやすい形でICTを活用して知識環境を整備するという形で、2段階に分ける形にしております。

そのほか、32ページ27行目からでございます。前回の審議会におきまして野村委員から御指摘がありました指定活用団体の準備段階の費用について認めるのはいいのだけれども、後からあれもこれもと準備費用であると言われても困るので、そこはあらかじめ明確にしたほうがいいのではないかと御趣旨を踏まえまして、「指定申請団体は指定申請時において運用開始に向けた準備行為の内容、準備に関する費用の見込み額及びその根拠を明示した書類を提出し、内閣総理大臣やこれらを含めて指定申請団体の審査を行う。その上で指定を受けた場合には、準備に要した費用について休眠預金等交付金の対象に含める。」という形にしております。

最後でございます。33ページ27行目、駒崎専門委員から従前の文言は削除のところで書いておりますが、「民間公益活動の自立した担い手を育成する観点から原則、同一の民間公益活動を行う団体に対して連続して助成等を行うことは避けるべきである。ただし、当該団体に対して連続して助成等を行うことで、より大きな成果が見込めることと合理的な理由がある場合には、その理由を明示した上で助成等を行うこととしなければならない。」ということにつきまして、それはしっかりと資金分配団体が審査すればいいのではないかと御主張がありましたので、そういう趣旨を踏まえて削除という形にさせていただいております。

主なところは以上でございます。あとは委員の方からいただいたしっかり丁寧に書くべきではないかという趣旨を入れて修正させていただいております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問のある方は具体的に何ページの何行目かを明示していただいて、御発言をお願いしたいと思います。いつものとおり1人3分程度でお願いいたします。

岸本専門委員、どうぞ。

○岸本専門委員 指定活用団体について、もう一度議論を振り返りたいと思うのですが、24ページです。指定の手続のところ「内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定の基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定する」となっております。

今までずっと指定活用団体というのはどういうものかということ議論していく際に、私も意見を聴取する会とかで新しくできる一般財団ですという説明をしていたのですが、法律には確かに一般財団ということは書いてあるのですが、「新設の」ということが書いてません。ただ、ずっとその議論があったのではないかと感じておまして、しがらみのない新しいこのための組織をつくるということではなかったかと思いましたので、「新設」という言葉を入れたほうがよいのではないかとというのが1点。

それから、9ページの指定活用団体が担うべき役割といろいろ書いてあるのですけれど

も、担うべき役割と期待される役割というので2つに整理していただいたのは大変よかったですと思います。当初の段階では基本的な役割に注力するということが整理されてよかったですと思います。その延長で、これだけの業務があるということからすると、指定活用団体というのは基本的には専門ではないかと思うのですが、いかがでしょうかという2点でございます。新設ということと、専門ということでございます。

以上です。

○前田室長 御指摘のとおり、この法案が審議されるプロセスの中においては、新しい画期的な取り組みということもありまして、新設の団体が望ましいのではないかとということが議論されていたのは事実かと思えます。私どももそういった議論のことを踏まえて今後の対応というのはやっていく必要があるとは思いますが、ただ、基本方針といえますか、法律上は当然のことながら新設とか云々かんぬんということは一切書かれていないです。ですからあえてそういったことを基本方針の中に明記するというのは、そこは慎重にしたほうがいいのかなど。当然、今まで法案の中で議論されていた経緯、そういったものは我々も実務として踏まえて対応していかなければいけないと思うのですけれども、総理大臣の決定文書の中に法律上、明記して書かれていないことを入れるというのは、そこは慎重に考えていただいたほうがいいのかと思っております。専門でやるべきだということについても、同様のことかなと思っております。

○岸本専門委員 法律に書かれていないことを書くのはいかがなものかというご発言にはびっくりいたします。審議会では基本的に法律に書かれていないことについて詰めるために議論してまいりました。これまで説明会で何度も「新設」と説明してきた経緯がありまして、私は法律に新設と書いてあると思いこんでおりました。ここに来てチェックしてみましたら法律には入っていませんでしたので、これは基本方針に入れるべきではないかと思いました。

○小宮山会長 趣旨は変わっていないのだろうけれども、どうしますか。重要なので少し今の件、要するに新設ということを書くかどうかです。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 先ほどの岸本専門委員の御意見におおむね賛成です。前田室長から法律に書いていないことを書くのはどうかという御意見があったのですけれども、これまで審議会でも議論してきた多くのことは法律に書いていないことです。法律で大枠が示されたことに中身を詰めていくというのがこの審議会の趣旨だったと思えますので、それが理由とするならば正当性に欠けるのではないかと思いました。

こうしたある種の社会実験で、日本で初めて行われるようなことに関しては、しがらみや既存のステークホルダー間のさまざまな利害関係、そうしたものから自由になり、真にイノベーションを起こすような主体が望まれるのではないかと思います。

また、これだけの規模ですので、きっちりこれに専門していただく必要があるでしょう。もし専門でなく片手間ということなのであれば、本業の影響というのは少なからず受け

ざるを得ないので、どこの影響も受けない公正性等の担保が難しくなる危険性もあるので、「専ら」という規定を入れてはどうかと私も思いました。

○小宮山会長 ほかに、服部さん、どうぞ。

○服部委員 恐らく新設と言っても、何らかの経験をしている団体が新しいメンバーと組み合わせて一般財団という法人格にする可能性は非常に高いと思っていますので、実質をとるのか文書をとるのかという気はしています。

募集要領がどの段階で、どのように出てくるのかというのがあるのですが、ここに書くという選択肢があるのかな、どうなのかなというふうには思っています。

専業以外にはまず考えられないかなというのは私も賛成ですが、新設といったときの意味合いが実質、一般社団をとった新設。だけれども、もともとはいろいろなことをやってきた人たちというふうになるでしょうから、この基本方針というよりは募集要領に入れるのはどうかと思いました。

○小宮山会長 ほかの皆さんどう思われますか。服部さんのおっしゃるのは、私もそんな気がするのだけれども、どこにどう書くかという実行的な問題のほうが大きいような気がするのです。程さん、どのように思われますか。

○程委員 これはなかなか。5年という期間ですよ。立ち上がりが結構大事だと思うので、新しい組織が自分たちの仕事をつくり上げてスタートできる期間が本当に十分なのかというところがあるので、実質的にはきっとどこかからスピアウトしたグループになってくると思うので、それを言葉に入れてしまうと限定的になってしまうので、専業は確かにそうですね。そこは透明性とかいろいろな厳格なコントロールをしていかなければいけないと思うので、新設というか基本的にはこの5年間、非常に一年一年大事なので、すぐスタートできるような体制が新設の部門で組織できるのかというのが懸念であるので、そこまで限定するのはいかがかなと私は思います。

○小宮山会長 工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 私も今まで新設を前提として議論してきた気がしますが、ここに入れるかどうかということはもちろんあるのですが、基本的に新設で、新しくしがらみがないというのが非常に重要な観点だと思っています。

専業については本当に大賛成で、専業でやっていただくというのが一番いいでしょうし、それに付随して新設であれば専業しやすくなる構造はつくりやすいかなと。どうしても一部の人間は半分半分ぐらいになるのは仕方がないと思うのですが、それはどういった団体内で半々でいるのか、新しい組織体の中で半々でいるのかというときの動きやすさであるとか、しがらみのなさということ自体はそのとおりでいいと思います。ここに新設を入れるかどうかというよりは、新設を前提としてきたことだったので。

○小宮山会長 この審議会は新設、専業を前提とした議論でしたよね。ただ、新設ですぐ手を挙げてくれるところがあるかどうかという心配はもちろんあるわけなのだけれども、変なしがらみが出てきてしまったらこの制度自体が成り立たない。だから実質的に新設、

専業であるという合意だけここでして、ここの中に書くかどうか、あるいは服部さんがおっしゃったように募集要項みたいところで反映するかというのは、お任せいただきたいということによろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。宮本さん、どうぞ。

○宮本委員 前回休んだものですから少しずれてしまうと申しわけないのですが、この案文の重要なタームとして革新性というものが出てきます。革新という言葉が出てくるのですが、心を白紙にしてこの文書を全体として読むと、革新性をどのように定義しているかというのが、もしかすると間違っているとられるのではないかという感じがして、少し拾ってみたのですが、31ページの本文の1～3行目にこういうことが書いてあります。「革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば社会に大きな変革（ソーシャル・イノベーション）をもたらすような民間公益活動である」ということで、これはかなり明確に革新的民間活動とはということ、ハイリスクで、しかし成功すれば非常に大きな影響を及ぼすものであると定義しているので、この案文では革新的事業とはこういうものかというようなことがかなり終わりのところになって出てくるように思うのですが、それで全体が統一されているかということになると、やや疑問のところがありまして、例えば7ページ中段の（7）に革新性の定義が書いてあります。そうすると前例のない取り組み、各法令や公益制度のいわゆるはざまに位置している取り組みを対象にして、多様な手法を云々ということ、ソーシャル・イノベーションを実現することなので、ここの定義と先ほどの31ページというのはほぼ一致かなという感じがするのですが、そうすると今の（7）の革新性の欄の下のところ、指定活用団体は革新的な事業に対して云々というふうに非常に限定して書かれているので、そうすると指定活用団体等が資金分配団体とともに行う活動というのは革新的な、つまりハイリスクの事業に限定しているのかというような印象を持たれるのではないかと思います。

それから、それをそう思って見ていくと8ページの1～3行目を読むと、指定活用団体は、2つ書かれていると思うのですが、着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業。これはハイリスクではなく、言ってみればはざまに置かれている事実を発見しながら着実な、ある意味で地味な手法を用いてやるような事業ということとして位置づけられているように見えます。

その続きとして、目標の達成確率は低いものの、実現すれば社会に大きな変革をもたらすような革新的事業となっているので、どうも本制度というのは①と②と2つに分けて整理をし、革新という言葉はハイリスクに使っているのではないかと文章としては読めるのです。

○小宮山会長 ①と②というのは何ですか。

○宮本委員 これは私が勝手に言ったもので、8ページの1～3行目は2つに分解できる。革新という言葉は、ここの委員の皆様の場合にはかなりなれ親しんだ言葉になるかもしれ

ませんけれども、現実には民間の団体が革新的という言葉を使ってやってきたかという、そうでないケースのほうが非常に多いので、この革新という言葉はかなりインパクトのある言葉であると同時に、定義がこうやって見てくると余り正確には書いていなくて、ただ、先ほど最初に申し上げたようにハイリスクだけれども、うまくいけば非常に大当たりする、社会を変えるような、そのくらいしかわからないので、多分これは社会的に公表された場合には、この革新に対するかなり問いが出てくるのではないかと。

私の今の読み方でいうと、2つのタイプの違うものを対象にしてこの制度は成り立っているように受け取られかねない。果たして革新という言葉はハイリスクのほうに使うという解釈で正しいのかどうなのかということのを伺いたいと思った次第です。

○小宮山会長 今どういう構造になっているのか、あれですよ。革新の中身を議論しましたよね。例えば1つのところでやられていることを地域性もあってそれが全国あるいは他の自治体に広がるというのは、また新たなチャレンジでもあるのだから、そういうものも革新に含むんだというような議論もされて、それで合意していると思うのだけれども、そこら辺はこの書きぶりで読めるのですか。

○岡本参事官 宮本委員にも何度か既に御説明しているところでございます。この法律上におきまして、「制度のはざまにおける」という趣旨は基本の理念に入っておりますが、その一方で「革新的な手法」という文言も議員立法の過程でかなり議論されまして、単なるばらまきになってはいけないので革新的な手法を検討する必要があるということで、条文上は第16条第5項で明確に「革新的な手法」と書かれております。

読み上げさせていただきますと、「休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用する方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする」という文言が明確に規定されております。

その上で審議会では革新的な手法とは何ぞやという御議論がされた際に今、会長から御審議いただいた、革新的な手法とはいわゆるすなわちソーシャル・イノベーションであるということで脚注に書かせていただいております。具体的には36ページの脚注5でございます。ここは、すでに審議会でも合意していただいたことかと思っております。「ソーシャル・イノベーション」とは、「既存の解決よりも、有効であり、効果的であり、持続可能性のある社会の諸課題に対する目新しい解決である。目新しいという意味は、①該当分野、該当部門、該当地域、該当利用者にとって新しいか、②新しい方法で適用されることであり、必ずしも、完全にオリジナルであったり固有であったりする必要はない。それにより創出される価値は、主として社会に発生する。」ということが、世界的に御議論され、共通認識となっているソーシャル・イノベーションの定義でございます。これが革新的な手法であるということかと思っております。

その一方で、ここも重ねて宮本委員に既に御説明しておりますけれども、ここの中で効

果的な手法を活用方法の1つとして革新的な手法の開発というものが書かれておまして、そうすると効果的な手法とは何ぞやという部分がちょうど34ページ「5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項」ということで、堀内先生を座長にしたAGで御議論された結論の部分を書かせていただいております。「法16条5項において、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては効果的な活用方法を選択することで、民間の創意と工夫が発揮されるよう配慮する。」ことが規定されている。

それでは、資金の効果的な活用方法としては何ぞやという御議論をここでしておまして、「例示される複数年度にわたる助成、貸付けまたは出資のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成/支払型契約、集合的インパクト創出型の資金提供、さまざまなものが想定されているが、このうち我が国の現状に照らしてどの方法が有効であるかは一概には言えない。そうした上で、そういったことは実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましいという形で、特にここを限定しているよりは、ある程度試行錯誤していくしかないのではないか。」ということにさせていただきます。したがって、革新的なものが新しいものしかないとか、そういう議論は審議会でもされておられませんし、我々はもともとソーシャル・イノベーションとはそういうものだと思っております。

その部分をさらにもっと申し上げれば、まさに19ページで先ほど知の構造化のところからごさいます。まさに会長が知の構造化の御趣旨で述べておられることで、「実効性をより高めるためには全く新しい手法を開発するだけではなく、今まで得られた知識を適切に組み合わせることに社会の諸課題に対する最適な解決モデルを見つけ出すことが必要である。」というのが、まさにそういうことかなと思っておりますので、そういうことかと思っております。

○小宮山会長 よろしいですか。

○宮本委員 御説明は先日も電話で伺っておまして、御説明はそのとおりですが、全体の文書の流れがそのような形になっているかどうかということで、頭をまっさらにして読んでみると革新性という言葉がある特定のところに強調されていて、全体的に今、言われたようなことが最初から読んでいてわかるような形になっていないのではないかという印象があるということをごさいます。

ですから例えば7ページ(7)の革新性が最初に出てくる言葉ですので、これは非常に重要だと思うのですが、ここで書かれていることは少々説明が足りないのではないかと。今、御説明があったような広い意味での革新性を言う、つまり先日も私が申し上げたように、制度のはざまにある実態は掘り起こすだけでも革新的意味があるということまで含まれているのであれば、ここの定義のところはもう少し丁寧にわかるようにやったほうがいいのではないかと。読者はここのところでもまず革新とはこういうものだということが理解できて、次に行くのだと思うのです。

というのが私の印象でございます。

○小宮山会長 わかりました。

○服部委員 今の点を少しだけなのですけれども、今回、革新というものが非常に重要視されているという点に非常に賛成で、今、岡本さんが御説明された内容は、私たちは非常に議論しているのでわかるのですが、確かに7ページ「(7)革新性」の今おっしゃった後ろの評価の部分にすごく重要なことが書いてあるのです。それを少し、今、明確に言えと言われそうですけれども、数行ここに足すのはとてもいいのではないかと考えておりますので、何を入れたらいいかというのはいま一度。

○小宮山会長 確かにそうかもしれない。ここにちょっと先出しというのか、入れておいて、後にそういうことが説明されているということがわかればいいのかもかもしれません。

では服部さんが原案を後で送るということで、ここにちょっとだけ言葉を加える。そういうことにしましょう。宮本先生ももしここにこういう言葉を入れれば、我々の議論したことが反映されているんだというものが1～2行でもし入れられれば、3～4行でもいいのだけれども、お願いいたします。趣旨はまさにみんな納得していることです。

ほかにいかがでしょうか。いいですか。では、次に行きます。

どうも大変ありがとうございました。大事なポイントが出たと思いますので、今の件は検討させていただきたいと思います。

それでは、意見交換は終了ということで、本日の意見交換を踏まえ、必要に応じて事務局において基本方針案を修正いただきますが、その内容の最後の形につきましては私に御一任いただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小宮山会長 ありがとうございます。

次に、程委員より資料の提出がございましたので、御説明をお願いいたします。

○程委員 資料2ですけれども、この審議会でも何度か議題に上がってきたICTまたは最近デジタルと言っていますが、そういった技術を使って本取り組みを広く国民に知ってもらうとともに、可視性を高めることによって理解が高まって新たな革新が起こったり、新たなエコシステムができるということで、ICTの使い方というのは非常に重要だという認識のもと、参考に資料を持ってまいりました。

まず全体図の1ページ目なのですけれども、通常ICTをつくるときにいろいろなステップ論があると思うのですが、基本的にステップ論は3ステージあるのではないかと思います。それぞれ利用するもの、または影響を及ぼすステークホルダーも広がってくるだろうというのがイメージです。

大きく今までもいろいろと機能論の話をしてきましたけれども、5つぐらい大きな機能をこのICTの仕組みが提供する必要があるのではないかと。

まずは①、②、③、④、⑤と下段に書いてありますが、まずは課題の可視化機能。2つ目は、実際に資金がどう流れて使われるのかという資金の流れ可視化機能。それに成果が

定期的に上がってくる、または大きなインパクトがあったときに成果を可視化する機能も必要なのではないかと思います。あと、今回これと呼び水として民間の資金または民間の資金だけではなくスキルもこのエコシステムに入っていただくということで、4つ目の件として資金・スキルのマッチング機能。最終的というか、これからいろいろな知見または革新性の手法が開発されますので、知の構造化機能ということである程度こういった3段階ステップで臨むべきではないかと思っています。

次のページは、これは①～③の機能です。課題の可視化機能、資金の流れ可視化機能、成果評価実施機能ということで、上は国民・受益者というある意味では大きなユーザーの集団ですけれども、今回その仕組みを実現する主なステークホルダーとして指定活用団体、資金分配団体、現場の団体、中間支援組織、それに民間企業、金融機関というところがあると思うのですけれども、細かい矢印の流れは省きますが、基本的にはまず第1ステージはこういったようなステークホルダーを意識しつつ、この3つの機能を最低限具備していく必要があるのではないかと思っています。

3ページ目以降は、これはLOCAL GOOD YOKOHAMAという仕組みですけれども、今、実際にこのLOCAL GOODという仕組みが北九州、福岡、仙台にも広がっていますが、これは全く同じにするという意味ではなく、こういったようなプラットフォームも既に存在するので、それを参考にしてICTの機能を設計する必要があるのではないかと思っています。

1つ目は、3ページ目はオープンデータを使って、かつ、いろいろな市民の声をマップ上にあらわして、どこでどういう課題があるのかというような機能を装備しております。

その次のページが、深掘りをしていろいろと地域の現状とマッピングするような機能がございまして。社会課題の所在や解決に向けた取り組みをわかりやすく発信することが、第1ステップとしては非常に重要ではないかと思っています。

5ページ目は今回の審議会でも何度か先進事例としてBig Society Capitalの話が出てきましたけれども、こちらもどちらかという評価、お金がどのように使われて、どのような結果が出てくるというような、これはホームページの一部ですけれども、こういった形で四半期ごとにアップデートして公表しているというような仕組みも非常に参考になるのではないかと思います。

次に、4つ目の機能として資金、スキルのマッチングということで、できれば今回の休眠預金が呼び水となって、民間からのマッチングまたはいろいろな人材がスキルとして入って、その課題を解決するということが望ましいと思いますので、ある程度マッチングするような機能も必要なのではないかと思っています。ちなみにこのLOCAL GOODのプラットフォームでは、市民のスキルにクラウドファンディングを利用した形で、これはどちらかという個人クラウドファンディングが多いですけれども、実際に今回、休眠預金の場合は法人または金融機関が入ってくるのではないかと思います。

8～11ページは参考というよりは、短期間で非常にインパクトがあるプラットフォームが安価にできるという1つの例だと思うのですけれども、東日本大震災があったときにJCN

というネットワーク、基本的には被災の状況を可視化し、どのようなものが、いつ、どのくらい必要なのかということマッチングするような機能の仕組みが、ある意味では非常に短期間ででき上がった。皆さんもいろいろな形で御支援されたと思いますが、同じところに同じようなものが行ってしまったりとか、逆に必要なものがなかなか届かないような地域もあったりということで、こういったプラットフォームを非常に迅速に立ち上げることができたということで、9ページ以降はシステムを活用することによって支援に入る必要がある地域や必要な支援内容が簡単にわかる。2つ目は、支援予定の被災地の情報やその他の活用団体の情報がわかる。

次のページに行きますと、他団体の活動情報や連絡先を検索できることによって、1 + 1 = 3になるようなインパクトがある支援ができたというような状況です。

被災地の現状と支援活動情報の全体が俯瞰できることによって、例えばもう少し大きなレベルの自治体とか、国としてどこに、どういう補強をしていったらいいかというようなことが可能になったということで、ある意味ではこれは成熟した日本の国で、かつ、こういった震災が多い国の社会資本としてこういったプラットフォーム、具体的にはICTのプラットフォームですけれども、短期ででき上がったということで、これも1つ参考にする必要があるのではないかと思います。

12ページは知の構造化ということで、先ほど基本方針には違った言葉でありましたけれども、この審議会でもセンター・オブ・イノベーションの話を伺いましたし、そこには非常に重要なビジョナリーチームを配置して、各拠点の活動状況の集約・分析、それを知の構造化をすることによってさらに高め、または連携を高めることによってインパクトを大きくしていくというようなことが実現できるのではないかと思います。

14ページ目は弊社の例なので、基本的に物をつくっていない会社で知恵をどんどん高めて、それからいろいろな価値を生み出すという事業なのですけれども、その裏にはこういったナレッジエクステンションというものがあって、これは43万5,000人の社員が使って外と連携しながら知識を高めていくという仕組みがございます。

こういったものもある中で、今回ICTの仕組みが求められるものとしてポイントとしては、やはり双方向性が非常に重要だということでシステム利用者間の双方向のコミュニケーション、または受益者とのコミュニケーションを重要視する必要がある。あと、拡張性ということで、大きなシステムをどんとつくるのではなく、小さく、軽くつくって、安価でつくれる仕組みが最近の技術進化とともに備わってきていますので、先ほどのRANSの例だとか、またはLOCAL GOODの例は非常に軽く、早くできるものなので、そういった軽さも重要ではないか。

あと、アクティブさということで、SNSとかそういった新しい双方向のソーシャルメディアを使って可視化するとともに、新しいムーブメントとしてこういった休眠預金が活用されているというようなところも発信していく。ただ発信するだけでなく、能動的に発信していくことが必要なのではないかと思います。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

今、こういう状況でICTをどれだけうまく使うかというのは、まさに今の時代だからできることでもあるし、こういう時代になってしまったので必要ということもあるのですが、そういう大変いい御発言をいただいたと思うのですが、これにつきまして少し質問時間あるいはコメント等ございましたらば伺いたいと思います。

牧野さん、どうぞ。

○牧野委員 程先生にお聞きしたいのは、実際にこういったICTを具備していくために、どういうロードマップを考えているかということです。主体が誰かというところが、申しわけないのですけれども、わかりにくかったので、誰がこういったことを考えて、誰がそういったICTを具備していくことを先生が想定されているのか、そこら辺を教えてくださいか。

○程委員 基本的には指定活用団体の機能として広報だとか評価があったので、具体的にはここが主体的になってどこかに発注するという形になるのか、自身がつくっていくということになるのか。またはこういうものは公共財として持ち寄るケースもあります。例えば先ほどのRANSなんかもそういったことで持ち寄ってできるということもあると思うのですけれども、実際に指定活用団体がリーダーシップをとっていかなければいけないと思います。

○小宮山会長 そういうことでしょうね。指定活用団体が主体となって、幾つかあるとすればそういうところは本当に協力する。こういったシステムが資金分配団体の数だけでできてしまうみたいな、そういうばかなことにならないように、1つあればいいものですので。

ほかにいかがでしょうか。今だからこういうものがあることで恐らく相当説明責任とか、指定活用団体が悪いことをしているのではないとか、反社会的なものが入ったりしているのではないとか、自然と極めていい答えの仕方になるということもありますね。

○牧野委員 そういう意味で指定活用団体について、先ほど新設、専業という議論があったのですけれども、その準備段階からどのような形で議論していくかというのは、恐らくこれからだと思いますが、指定活用団体が決まって、そこでという話になると、恐らく5年間の中にこれだけの工程を入れ込むというのはなかなか厳しいのではないかという感じがします。準備段階からこういった形でこういうものを入れていくかということが大事になるのかなと思います。

○小宮山会長 私も全くそう思います。

○程委員 指定活用団体とか、いろいろなガバナンスだとかコンプライアンスの厳しい管理、監査するような物理的な人材も要ると思うのですけれども、マスというか、ソーシャルマスの監視というのが一番強いと思いますので、ここは両輪でうまく回すと非常に可視化された取り組みになるのではないか。

○小宮山会長 工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 感想なのですが、私は比較的福祉に近い団体なのですが、こういう仕組みを入れたいと思うのですが、現場の人間からすると入れる時間であるとか、もともと不慣れとかあるのです。なのでいいものをつくっても、特に2ページ目の現場の団体が評価入力をしていくときに、リアルタイムでやっていくときの時間であるとか、一部もしかしたらトレーニングとかもあると思いますので、ふわっと思ったのは、指定活用団体が多分こういうものを必ず設計されるときに、最後のユーザーの使いやすさとか状況をどこまで把握できるか。どこかで指定活用団体を誰かが選ばなければいけないときに、そういう現場目線のことでこういう思考がちゃんと運用できるようなところまで考えてくださるところが、こういうものをつくってくださるといいなという本当に感想めいたものなのですが、指定活用団体の選ぶ要素の1つに、こういう思考を現場に落とし込む部分をちゃんとできる方が選ばれたら望ましいのではないかと思います。

○小宮山会長 これ自体が革新の1つかもしれないですね。今まで議論してきたね。

岸本さん、どうぞ。

○岸本専門委員 今回の工藤さんの御意見というか御感想に全く共感でございます。程委員の書かれた15ページのスライドの双方向性、拡張性、軽さというのは非常に重要なと思っています。

実は私どもも財団としてのインパクトレポートを出すために、同じようなシステムを支援先の団体と共有しようと思って既存のシステムを使ったことがありました。1年間ぐらいやったのですが、非常に使い勝手が悪くて、しかも非常にコストが高くてついてしまってもうまいかなかったという苦い経験があります。そういう意味で先ほどから議論されているように、準備段階から双方向でいろいろなユーザーとの意見のもとにつくってくださることが大事なのかなと改めて思いました。

○小宮山会長 では、野村委員。

○野村委員 本日は遅参いたしました恐縮でございました。

今、伺って非常に興味深くて、このような形のものが実際にできれば、まさに知の構造化という言葉で担ってきたイメージが具体化されたなと思って、非常に喜ばしく思いました。ぜひ進めていくべきだと思いますし、まさに先行して今、牧野委員からお話があったように進めてほしいなと思ったのですが、他方で社会の課題解決となると、ややデータの中身にセンシティブなものが入ってくる可能性があって、所得がどうであるとかそういったような事柄についての情報をどうやってセンシティブ情報を管理していくのかということについても、一方で配慮していただくことが必要かなと思った次第です。

他方でよくPOSシステムみたいなものが導入されていくと、目に見えない形で直感的に営業するよりは効果的ではあるのですが、逆にそれに今度縛られてしまって、こういうほうがいいですよというデータに今度は逆に人間が縛られてしまいますと、せっかく我々が考えていた思いもつかない、今まで考えてもいなかったものを見つけ出そうというのが、逆に過去のデータに縛られて、そこから出てきたものが演繹的に拘束することにな

りかねない部分があるので、これは程委員の説明に問題があるのではなくて、使う側の問題だと思いますので、そうならないような形のものも一緒に検討、導入していただければと思います。

○小宮山会長 これも重要ですね。データの問題です。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 感想です。程委員が出してくださったこの資料は、大変学びが深いなと思いました。各事例とても素晴らしい事例で、知らなかった事例もあったので本当に勉強になりました。

まさに我々は地域で事業をしていますと、この地域のどこに困っている人がいるんだ、あるいはどの子が低所得で非常にビハインドなのかという情報が全くない中で、暗闇の中で事業をせざるを得ないみたいなのが多々あるのです。そうなったときにこうした地域において困っている人というのは南部に多くて、これこれこうでみたいな形のデータが共有されることによって、多くのNPOがばらばらでやっていることがある種の重みづけができたり、集中して支援ができるということ、やはりデータの持つ力によって福祉の生産性、支援の生産性を上げることができることが示されているなと思います、改めて勉強になりました。

一方で、こうしたシステムをつくる時にどうしても各委員おっしゃられているように現場感のないシステムをつくってしまう、あるいはごついシステムは立派なのだけれども、地域のおじちゃん、おばちゃんが入れられないみたいなものとなかなかワークしないみたいなこともあるので、程委員がおっしゃられたようにアジャイル的に、そんなに難しいシステムではないのだけれども、クラウドでみんなで集めて簡易につくって、簡易につくり直せるみたいな形でやっていけるようなリーン・スタートアップ的な、アジャイル的なやり方でやっていけるような俊敏さが必要なのではないかと思います。

いずれにせよ、そうしたある種の理念と現場感、双方を持ってきちんと落とし込みができるというような形で、指定活用団体を進めていかななくてはいけないのだなということを改めて感じました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

飯嶋委員、どうぞ。

○飯嶋委員 このICTに具備すべき機能というものが、ほぼこれが概要資料になっているようなイメージでございますので、あとは作り込むときのフィット・アンド・ギャップみたいな形であれば、かなりのフレームができていけるのかなという気がいたしました。

この可視化な仕組みを具備したとすると、加速度的に申請が上がってくるのではないかとこのところで確認なのですが、指定活用団体の年度計画というのは申請して、年間で例えば今年は5億ですとか10億ですとやってしまったときに、期中の中でいろいろ申請が上がってきて、これは早く普及したほうがいいだろうという判断があったときに、何回でも交付はできるものだったのでしょうか。

○小宮山会長 まだ決まっていないのではないですか。そこはどうなっていますか。

○岡本参事官 まだ決まっておりません。

○飯嶋委員 それは流動的にということ。

○小宮山会長 随時というやり方も十分あり得るでしょうね。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 シンプルな質問なのですけれども、こういうシステム開発なのですが、既存のものが使えるのかどうかというのと、もし使えない場合、例えばRANSでもどれでもいいのですが、どれくらいの費用のかかるシステム開発のイメージを今回、資料として御提示いただいたのかなというイメージ共有です。

○小宮山会長 ちゃんとしたものがほとんどあるのではないかな。

○服部委員 あるのだったらそんなにかからないかなと。

○程委員 あるというか、従来だと何億という仕組みなのですけれども、そうではなくて例えばLOCAL GOODもRANSも、労力がかかっているのでコスト換算すれば何千万という単位かもしれないですが、これはボランティアの人たちがつくれるようなレベルのものなのです。ただ、野村先生が言ったようにセキュリティーだとか、実際にLOCAL GOODというのは横浜市のデータを横浜市が提供しているのです。そういった既存のシステムとつなぎ合わせるところはちゃんとした業者も使わなければいけないと思いますけれども、何十億とかいうレベルのものにしてはいけないと思いますし、そうするとまた逆にがちがちになりますので。

○服部委員 では指定活用団体が予算を計上してできるような範囲だということですね。

○程委員 または、あるものを使っていく。

○小宮山会長 一番いけないのは、それをまた資金分配団体がそれぞれやり出して、そうするとベンダーがみんな少しずつカスタマイズするのです。それで逆に今度はつながらなくなってしまうと、ほとんど意味をなさないということなので、こういうものはトップダウンでどこかで1個つくらないといけないのだと思います。その中でやってもらうということだと思うのです。これは大学でも嫌というほど苦しんだ。システムは1つあればいい。

野村さん、どうぞ。

○野村委員 うちの大学も各学部ごとにシステムが違って大変なことになっています。

ちょっと伺いたいのですが、LOCAL GOODの今、出ている例えば横浜の絵がありますね。非常にわかりやすい絵だと思うのですが、これはどのぐらいの人がこの画面を見て利用することができるのですか。これは横浜市民なら誰でも見られるのですか。

○程委員 皆さん誰でもアクセスしていただければ見られると思います。

○野村委員 そうですか。ややどうかなと思うのは、例えばこの地域は低所得者の人が多い地域ですという情報が、どういう社会的インパクトを持つのか。

○小宮山会長 今でも見ようと思えば見えるのではないですか。

○野村委員 見えるのですが、例えばそれだけだったらあれなのかもしれませんが、

今後もし。

○小宮山会長 医療データとか微妙なものがありますよね。それに対してどうするかというのは、こういうときは必ずつきまとう極めて重要な問題です。

○野村委員 ですから先ほど駒崎さんがおっしゃられたように、今まで暗中模索となっていたものは、かえって知ってはいるのだけれども、見えないようにしている部分を本当に可視化していいのかどうかということを考えて上で、システム構築していただければと。

○小宮山会長 そこは非常に重要です。何かそこら辺に対して参考になることはございますか。

○程委員 おっしゃるとおりです。だから全く同じものではなく、その議論を踏まえた上で、たまたまLOCAL GOODの横浜とか福岡は市長とかが協力的で、データも出ます。市民はここに空き家が多いとか言うだけではなくて、データを見ながら新しいプロジェクトを立ち上げようとか、そういう触発する場でもあるのです。

○小宮山会長 それでは、時間がまいっておりまして、大変基本的に御賛同を得られていて、注意しなくてはいけない点も御議論いただいたと思います。どうもありがとうございます。

最後に、今後の審議スケジュール等につきまして事務局からお願いいたします。

○岡本参事官 基本方針案につきましては、先ほど御議論いただきましたとおりになりましたので、2月6日火曜日に予定しておりました会議は開催しないことにしたいと考えております。

また、基本方針案の案につきましては、2月上旬より30日間、パブリックコメントを実施する予定となっておりますので、3月下旬に次回会議を開催したいと考えております。詳細はまた追って事務局より御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小宮山会長 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。